

# 税務署からのお知らせ

納税者の皆様からの電話による国税に関するご質問・ご相談は国税局「電話相談センター」でお受けしております。

そのため、税務署の代表電話の受付は自動音声案内となっております。

具体的な操作方法については、音声案内に従っていただくようお願い申し上げます。

また、個別的な照会に対する税務署での面接相談は、十分な時間をもって適切な対応ができるよう、「事前予約制」としておりますので、あらかじめご了承願います。

なお、税金の納付相談で税務署へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

※予約の際には、ご住所、お名前及びご相談内容等をお伺いします。

四日市税務署 代表番号 352-3141

\*電話は自動音声により案内していますので、当該文書に関するご質問は「2」を選択してください。

## 第27回 まちづくり月間国土交通大臣表彰受賞

朝日町小向地区丘陵地土地区画整理組合 様

丘陵地において区画整理事業を実施し、里山として残す旧丘陵地、新たに植栽を行った緑地、多数の小公園を地区内に配置するなど、自然と混然一体となったまちづくりを行い、安心して暮らせる魅力あるまちづくりの推進に貢献された功績により表彰されました。



(理事長と副理事長)

## 安心して農地の貸し借りを!! ～農用地の利用権設定申込～

朝日町では、農地を安心して貸し借りができる制度があります。新たに農地を貸そう、借りようとお考えの方は、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地の利用権設定促進事業（農地銀行）をご利用ください。

この制度の特色は・・・

- ①貸し手、借り手の希望を聞いて町が作成した契約書により貸し借りを行います。
- ②約束の期間で確実に返してもらいます。（離作料を支払う必要はありません）
- ③継続の手続きをすれば、繰り返し貸し借りが出来ます。

農地を持っているが耕作できない方や規模拡大を求める農家は、この制度を利用して、遊休農地解消のためにご協力をお願いします。

\*今回の申し込みの受付は、来年度の作付分より行います。 締め切り 7月31日まで

\*対象は市街化調整区域内の農地です。

\*借り手側には一定の条件が必要になります。（詳細についてはお問い合わせください）

申し込み方法は、朝日町農業委員会（産業振興課377-5658）にお問い合わせください。